

## ○香芝市既存木造住宅耐震診断事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大規模地震の発生に備えた安全な地域づくりのための第一歩として、地震時において倒壊して避難路等をふさぎ避難、救命、消火等の活動の妨げになる危険性が高く、又は大規模火災の可能性のある木造住宅の耐震診断を早急に普及させるために実施する香芝市既存木造住宅耐震診断事業(以下「事業」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(平成27年4月1日・一部改正)

### (定義)

第2条 この要綱において「住宅」とは、一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの)を含む。)をいう。

2 この要綱において「耐震診断」とは、奈良県の定める方法に基づき地震に対する安全性を評価することをいう。

3 この要綱において「耐震診断技術者」とは、奈良県において耐震診断技術者として登録された者をいう。

### (事業対象区域)

第3条 事業の対象となる区域は、香芝市全域とする。

(平成20年5月1日・一部改正)

### (事業対象建築物)

第4条 事業の対象となる建築物(以下「事業対象建築物」という。)は、事業対象区域内に存する住宅のうち昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組工法の木造住宅であって、延べ面積が250平方メートル以下で、かつ、地階を除く階数が2以下のものとする。

### (事業対象者)

第5条 事業の対象となる者は、前条に規定する事業対象建築物の所有者とする。

### (事業内容)

第6条 市長は、事業対象建築物の所有者の申請に基づき、耐震診断技術者の派遣を行う。

2 前項の派遣に要する経費は、事業対象建築物1件当たり50,000円とする。

3 前項の経費は、香芝市が耐震診断技術者に支払うことにより、その全額を負担する。

4 事業の件数は、予算の範囲内において別に定める。

(平成20年5月1日・平成22年4月1日・平成28年4月1日・一部改正)

(申請手続)

第7条 事業の実施を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、耐震診断(契約を含む。)に着手する前に、別に定める期間内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 香芝市既存木造住宅耐震診断事業実施申請書(第1号様式)
- (2) 事業対象建築物の所有者が確認できる書類
- (3) 事業対象建築物の建築時期が確認できる書類
- (4) 事業対象建築物の位置図、外観写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平成27年4月1日・一部改正)

(実施の決定等)

第8条 市長は、前条の書類を受理し適当と認めたときは、実施の決定を行い、香芝市既存木造住宅耐震診断事業実施決定通知書(第2号様式)により、当該申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、事業の目的を達成させるために必要な条件を付すことができる。

2 市長は、前条の書類を受理し不相当と認めたときは、不実施の決定を行い、香芝市既存木造住宅耐震診断事業不実施決定通知書(第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(平成27年4月1日・一部改正)

(変更の承認の申請)

第9条 実施の決定の通知を受けた者(以下「実施決定者」という。)は、当該実施の決定に係る内容を変更しようとするときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 香芝市既存木造住宅耐震診断事業実施内容変更承認申請書(第4号様式)
- (2) 当該実施の決定に係る内容の変更が確認できる書類

(平成27年4月1日・一部改正)

(変更の決定)

第10条 市長は、前条の書類を受理し適当と認めたときは、香芝市既存木造住宅耐震診断事業実施内容変更決定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(平成27年4月1日・一部改正)

(中止の承認の申請)

第11条 実施決定者は、当該実施の決定に係る耐震診断を中止しようとするときは、香芝

市既存木造住宅耐震診断事業実施中止承認申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(平成27年4月1日・一部改正)

(その他)

第12条 この要綱に規定するもののほか、当該事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。